

## 児童福祉施設等の皆様へ

## 静岡県新型コロナウイルス対策課

**1 目的**

児童福祉施設等の**従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって、児童福祉施設等からの感染拡大を防止する**観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう、抗原簡易キットを無償で配布するものです。

本事業で配布する抗原簡易キットは、出勤後に体調の悪化を自覚した場合などに使用していただくもので、施設の全職員や利用者を対象とした定期的な検査を目的とするものではありません。

なお、**出勤前に体調が悪いことを自覚した場合は出勤せず、医療機関を受診をすることを徹底してください。**

**2 抗原簡易キットの種類**

以下のメーカーの製品のいずれかが配布される予定です。

※初回は、デンカ(株)社製を配布します。

企業名	製品名	サイズ・重量	使用方法に関する問合せ先
デンカ(株)	クイックナビ -COVID19 Ag	縦 80×横 197×奥 97mm、 210g、10 回分	試薬学術課：0120-206-072 受付時間 9：00～17：00（土日祝・休業日除く）
富士レビオ(株)	エスプライン SARS-Cov-2	縦 75×横 210×奥 160mm、 240g、10 回分	お客様コールセンター：0120-292-026 E-mail：fri.call@hugp.com
(株)タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦 69×横 242×奥 88mm、 202g、10 回分	営業本部：0120-048-489
		縦 110×横 256×奥 255mm、 1,057g、60 回分	

**3 抗原簡易キットの保管等**

区分	取扱い方法
保管方法	常温（2～30℃）※高温になる場所には置かないなど、夏季の温度管理には注意してください。
廃棄方法	廃棄に当たっての具体的な処理手順については、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。なお、使用期限切れによる廃棄の場合も含め、 <b>廃棄の際に、県や国へ報告する必要はありません。</b>

※保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設においてご負担をお願いいたします。

## 4 使用要件

キットを使用する前に、下記の条件1と条件2をともに満たしていることを確認してください。

条件1	<p><u>①あらかじめ配置医師又は医療機関と連携して、医師による診療・診断を受けることができる体制を構築する。</u></p> <p>または</p> <p><u>②キットによる検査で陽性だった場合に受診する医療機関を事前に確認しておく。</u></p> <p>※受診できる医療機関が不明な場合は、静岡県発熱等受診相談センターへお問合せください。</p>
条件2	<p><u>①施設に医療従事者がいる。</u></p> <p>または</p> <p><u>②検体採取に関する研修（※）を受講済みの職員がいる。</u></p>

※検体採取に関する研修は、施設の長及び一部の施設職員が、厚生労働省のホームページ上に公開されているガイドラインを熟読し、理解度確認テストで全問正解すれば受講済みとなります。研修受講済み職員を「検査実施管理者」として名簿を作成してください。

「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

## 5 ガイドラインの概要

厚生労働省のホームページ上に公開されているガイドラインには、下記の内容が記載されています。

- ・ 検査対象
- ・ 事前準備  
検査実施管理者のリスト化、**連携医療機関の確保（※1）**、キットの保管、検査実施場所の確保、感染防護具の確保、キットの廃棄、**マニュアルの作成（※2）**
- ・ 検査実施時  
感染防護のための装備、事前説明、検体採取・飼料調整・飼料滴下、結果の判定
- ・ 検査結果に基づく対応  
陽性の場合、陰性の場合、判定が困難であった場合
- ・ 検査実施後の対応  
検査実施場所の消毒等

※1 静岡県独自の対応がございますので、同封の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドラインの補足資料」も併せてお読みください。

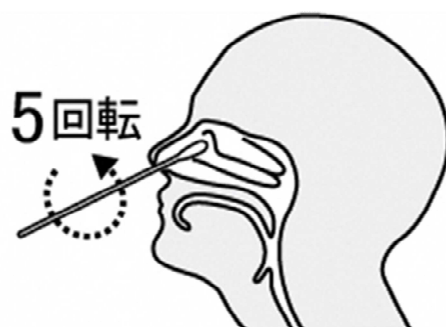
※2 抗原簡易キットによる検査実施マニュアルの作成例を同封していますので、御活用ください。

## 6 検体採取について

- ① 児童福祉施設等の従事者等に症状（微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良を含む。）が現れた場合に使用します。
- ② 検体採取は、医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で検査を実施します。

検体の採取は、できるだけ医療従事者が立ち会うことが望ましいですが、鼻腔ぬぐい液は、医療従事者か、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で自己採取することができます。

### 鼻腔ぬぐい液採取



鼻腔
・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置（自己採取が可能）



※ 医療従事者が常駐する場合は、鼻咽頭ぬぐい液による検査をすることができます。

## 7 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	<p>① 陽性判明者は帰宅・出勤停止し、<u>速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。</u></p> <p>② <u>施設管理者は、確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「初動対応における接触者」を自主的に特定し、速やかに帰宅させるなどの措置を講じてください。</u></p>
陰性	<p>① 偽陰性の可能性もあることから、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、感染拡大防止措置を講じてください。</p> <p>② 医療従事者が常駐しない施設で検査を実施した場合、施設は、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。</p>

## 8 追加配布の希望

配布した抗原簡易キットが不足し、追加の配布を希望する場合は、別紙3「抗原簡易キット追加配布申込書」を静岡県新型コロナウイルス対策課へ提出してください。

## 9 使用実績報告

キットを使用した場合は、別紙2「抗原簡易キット使用実績報告書」により、1か月分の使用実績（抗原簡易キットの使用数及びキットを使用した判定結果が陽性だった数）を、翌月10日までに報告してください。なお、キットを使用しなかった場合、報告は不要です。

提出先 静岡県新型コロナウイルス対策課  
E-mail pcr-covid19@pref.shizuoka.lg.jp  
F A X 054-221-3716

## ※ その他

以下の静岡県ホームページにも同内容を掲載しております。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/kit.html>